

NEWS RELEASE

No. 26-8

2026 年 8 月 21 日

8 月 25 日発刊「損害保険研究」第 88 巻第 2 号のご案内

公益財団法人損害保険事業総合研究所

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第 88 巻第 2 号を 8 月 25 日に発刊いたします。同誌の発刊は、5 月、8 月、11 月および 2 月の年 4 回です。

本号には、研究論文、RIS 優秀論文、損害保険判例研究会の判例研究を各 2 本掲載しています。

巻頭論文は、海外関連会社の再保険料収入へのタックスヘイブン対策税制の適用をめぐる企業が国に課税処分の取消しを求めた訴訟の最高裁判決を起点として、信用危険を担保する保険に関して、保険を法的観点および経済学的観点の両面から研究する学者と租税法を研究する学者が共同で執筆した論文です。

2 本目は、傷害保険の限定支払条項の適用に関する裁判例を丁寧に分析して当該条項の問題点とその解決方法を提示する論文です。

全国の大学ゼミナールの学生が「リスク」に関する様々な問題について学際的な研究交流を行う「全国学生保険学ゼミナール」(RIS)の優秀論文を毎年 8 月に掲載しています。今年度は、事業中断保険の効果をモンテカルロシミュレーションによって定量的に検証した論文と、企業の CO₂ 削減活動と企業価値の関係を分析するにあたり外部からの監督のみならず内部統制にも着目して実証分析を行った論文の 2 本を掲載しています。

人身傷害保険に関して請求権代位の問題が争われた 2 件の判例研究も掲載しています。

本号に掲載する論考の概要は、以下のとおりです。いずれも、理論的にも実務的にも示唆に富むものですので、ぜひともお読みいただきますようお願いいたします。

< 研究論文 >

外国子会社合算税制の非関連者基準におけるキャプティブ保険会社が収受する保険料の取扱い

― 日産自動車キャプティブ事件判決(最判令和 6 年 7 月 18 日)の行き着くであろう処 ―

京都産業大学法学部教授 吉澤卓哉氏

京都産業大学法学部教授 野一色直人氏

最判令和 6 年 7 月 18 日(日産自動車キャプティブ事件判決)は、外国子会社合算税制における再保険業に係る非関連者基準の趣旨および規定内容を明らかにした。本稿では、信用危険を(実質的に)担保する保険に着目して同最判の射程を検討した結果、信用危険を担保する損害保険商品が判決の射程内にあること、また、信用危険を実質的に担保する個人信用生命保険も判決の射程内にあることが明らかとなった。

次に、信用危険を担保する保険に関して、同最判の論理に従うと生じ得る問題を検討した。その結果、第 1 に、海外における保証保険や個人信用生命保険に関して信用危険の債権者の親会社内国法人が設立する海外元受キャプティブでは、当該元受保険契約は非関連取引に該当することが判明した。第 2 に、保証保険に関して

信用危険の債務者の親会社内国法人が設立する海外再保険キャプティブでは、当該再保険契約は非関連取引に該当することが判明した。

< 研究論文 >

限定支払条項と因果関係の割合的解決

東京都立大学法学政治学研究科教授 顧丹丹氏

本稿は、損保型の傷害保険等に用いられている限定支払条項の趣旨・位置付けを明らかにするとともに、当該条項の適用のあり方とりわけ裁判例において顕在化した諸問題に対して妥当な解決方法を具体的に提示することを目的とする。当該条項をめぐる裁判例・学説について体系的な検討を行い、傷害保険等における因果関係論及び不法行為法における素因減額の法理との関連性を踏まえて、望ましい問題解決の方法を考察したものである。結論として、当該条項を非担保事由又は免責事由による影響の排除を通じて、保険料率の適正性及び同一の保険料を支払う保険契約者間の公平性を担保するために設けられた、因果関係の割合的解決に関する特約として位置付けるのが妥当であることや、典型的な適用場面以外でも、保険契約者の保険給付に対する合理的な期待を保護する要請がある一方、保険料率の適正性や同一の保険料を支払う保険契約者間の公平性を担保する要請も認められる場面では、両者の均衡を図るための手段として、当該条項の類推適用を認める余地があること等を指摘した。

< 寄稿 (RIS2025 優秀論文) >

企業レジリエンスを高めるための BI 保険の戦略的活用

明治大学 中林真理子ゼミナール (大林結衣氏、近藤翔氏、富倉鈴氏、富田柚介氏、山崎愛菜氏)

近年、気候変動に伴う自然災害の多発により企業の事業中断リスクが深刻化する中、日本では BI 保険(事業中断保険)の加入率が低水準にとどまっている。本研究では、BI 保険が企業の早期復旧やレジリエンス向上に与える影響を明らかにするため、先行研究の BCP 分析を踏まえ、モンテカルロ法によるシミュレーションを用いた定量分析を行った。

さらに、災害規模や対策強度を変化させたシナリオ分析を通じて、BI 保険の有効性と導入意義を検証した。

< 寄稿 (RIS2025 優秀論文) >

企業の CO₂ 削減活動と企業価値の関係ーガバナンスの調整効果に関する実証分析ー

慶應義塾大学 柳瀬典由研究会 (大友康氏、関口竣翔氏)

近年、環境活動は企業価値向上に寄与すると期待される一方で、その効果は一様ではない。本研究は、ガバナンスの役割に着目し、これらが企業の CO₂ 削減活動と企業価値との関係にどのような影響を与えるかを実証的に検証することを目的とする。具体的には、日本企業を対象に、環境活動を炭素効率性によって測定し、企業価値の代理変数としてトービンの Q を用いた重回帰分析を行った。トービンの Q の向上には、①収益性の向上、②資本コストの低減、という二つの経路が考えられる。

分析の結果、炭素効率性和他律的ガバナンス指標の交差項は企業価値に対して有意な結果を示した。そこで、収益性向上の経路を検証するため、ROA を被説明変数とした分析を行った。その結果、炭素効率性は ROA に対して正の影響を示したが、自律的ガバナンスおよび他律的ガバナンスとの交差項はいずれも有意ではなかった。収益性に対する自律的ガバナンスおよび他律的ガバナンスを介した影響が確認されなかったことは、CO₂ 削減活動の企業価値への影響が、少なくとも収益性向上の経路だけでは十分に説明できない可能性を示している。

< 損害保険判例研究 >

素因減額された場合における人身傷害保険者の損害賠償請求権代位取得の範囲

最判令和 7 年 7 月 4 日 民集 79 卷 5 号 2155 頁

東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門教授 金岡京子氏

(公財)交通事故紛争処理センター審査会の裁定に基づき人身傷害保険の被保険者に損害賠償金を支払った者からの不当利得返還請求が認容された事例

東京地裁令和 6 年 12 月 24 日判決

令和 5 年(ワ)11198 号不当利得返還請求事件 金融・商事判例 1722 号 39 頁

損害保険料率算出機構常務理事 八島宏平氏

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

「損害保険研究」購入・定期購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/>

以 上